

様式第15号(第14条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市二本木1088番地1			地位の承継	承継人の住所及び氏名	
	株式会社辻工務店 代表取締役 辻 能実					
開発許可の年月日及び番号	米子市米原八丁目1番32号			承継(受理)年月日	承継の原因	
	株式会社石田コーポレーション 代表取締役 石田 遼馬					
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 東福原二丁目				備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等法34条10号 地区計画(逆線引き型) 2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4)法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません (5)宅地造成及び特定盛土等規制法第34条第2項に基づく特例許可とする
	開発区域の面積	23, 228. 76 m ²	工区別面積			
	予定建築物等	一戸建の住宅(分譲) (自己用以外)				
	法第41条第1項の規定による制限の内容					
変更許可	年月日	変更の内容				
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号		

(別紙)

造成敷地の場所

所在地	地番	所在地	地番	所在地	地番
米子市東福原 二丁目	122-1	米子市東福原 二丁目	143-6	米子市東福原 二丁目	173
	122-2		143-7		174
	122-3		143-8		175
	123-1		145-1		176-1
	123-3		145-2		176-2
	124-1		145-3		182
	124-2		145-4		183-3
	124-3		145-5		184-2
	125-1		145-6		184-4
	125-3		147-1		184-5
	125-4		148-2		184-6
	126-3		149-1		184-7
	128-2		149-2		184-8
	128-3		150-1		185
	130-1		152-1		
	130-3		152-2		以下法定外公共物
	131-1		164-2		124-3地先道路
	131-2		164-3		128-2地先道路
	131-3		165-2		170-1地先道路
	131-4		165-3		168地先道路
	132		166		133地先道路
	132-1		167		143-1地先水路
	133		168		133地先水路
	134		169		137-4地先水路
	135の一部		170-1		173地先水路
	137-2の一部		170-2		
	137-4の一部		170-3		
	142		170-4		
	143-1		170-5		
	143-4		170-6		